車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年３月30日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
①一般国道26号（堺泉北道路）	堺市中区平井749番２から高石市綾園６丁目130番２まで
②一般国道165号（南阪奈道路）	堺市美原区丹上322番５から羽曳野市蔵之内777番２まで

２．指定する期日　平成30年４月１日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第６号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成30年３月30日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
①一般国道26号（堺泉北道路）	堺市中区平井749番２から高石市綾園６丁目130番２まで
②一般国道165号（南阪奈道路）	堺市美原区丹上322番５から羽曳野市蔵之内777番２まで

２．指定する期日　平成30年４月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年３月30日　　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑵②リのうち、

「（平成30年３月25日までは、㈠に定める方法により連続して通行する場合）」及び次表㈠を削る。

１．⑶②ロ㈠イ）のうち、

「平成30年３月31日までの間（平成29年１月１日から平成30年３月31日までの間は、ＥＴＣ２．０車に限る。）」を「平成31年３月31日までの間（平成29年１月１日から東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間はＥＴＣ２．０車に、東日本高速道路会社が別に定める日から平成31年３月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の３第１項第13号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の２に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているＥＴＣ２．０車（以下「事業用ＥＴＣ２．０車」という。）に限る。）」に改める。

１．⑶②ロ㈠ロ）のうち、

「平成30年３月31日までの間（平成29年１月１日から平成30年３月31日までの間は、ＥＴＣ２．０車に限る。）」を「平成31年３月31日までの間（平成29年１月１日から東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間はＥＴＣ２．０車に、東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年３月31日までの間は事業用ＥＴＣ２．０車に限る。）」に、

「平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間」を「平成28年４月１日から平成31年３月31日までの間（東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年３月31日までの間は事業用ＥＴＣ２．０車に限る。）」に改める。

１．⑶⑧ハ及び⑯ロ㈠ハのうち、

「平成30年３月31日」を「平成31年３月31日」に改める。

高速道路「一般国道475号（東海環状自動車道）（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第11号

高速道路「一般国道475号（東海環状自動車道）（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成30年３月30日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

工事の区間　旧）岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町大跡まで
新）①岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町大跡まで
②三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
③三重県員弁郡東員町長深から三重県員弁郡東員町長深まで

工事区間変更日　平成30年４月１日